平成２４年（フ）第８２号
長崎県諫早市泉町25番51号、前住所長崎県諫早市泉町32番15号
債務者　石崎　徳子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第８３号
長崎県大村市武部町80番地８
債務者　吉岡　健一
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第８４号
長崎県諫早市原口町249番地２　県住Ｃ棟401号、前住所長崎県諫早市船越町1078番地１
債務者　古場　高代
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第８７号
長崎県諫早市堂崎町５番地１　県住Ｖ棟202号
債務者　樋口　和憲
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第８８号
長崎県大村市竹松本町814番地６、前住所長崎県諫早市泉町34番48号
債務者　島田トシ子（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第９０号
長崎県大村市池田２丁目268番地６
債務者　本山　信二
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第９２号
長崎県大村市西大村本町765番地１　西貸家Ａ棟
債務者　細川美津子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第５４９号
東京都日野市落川604番地の１石坂ハイツＢ207
債務者　中谷　洋一
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６２２号
東京都調布市柴崎１丁目12番地３サンライズ山田Ａ棟106
債務者　留岡　幸雄
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３１８号
横浜市西区久保町30番18―304号
債務者　西村　侑記
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３２８号
神奈川県茅ヶ崎市若松町７番14号　ハイツメグミ101号
債務者　永作百百子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３３６号
神奈川県高座郡寒川町岡田７丁目１番43―４号
債務者　内田めぐみ（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３７号
愛媛県今治市喜田村５丁目６番35号
破産者　長井　明義
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第６７号
福島県郡山市日和田町字日和田195番地
破産者　望月　朋子
1　破産債権の届出期間　平成24年７月30日まで
2　一般調査期日　平成24年９月11日午後１時30分
平成24年６月29日
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１０３１号
大阪市西区川口３丁目８番15―807号
破産者　矢藤　好美
1　破産債権の届出期間　平成24年７月30日まで
2　一般調査期日　平成24年９月３日午後４時
平成24年６月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８号
熊本県山鹿市鹿本町来民1498番地５
破産者　森山三千代
1　破産債権の届出期間　平成24年７月30日まで
2　一般調査期日　平成24年９月18日午前11時
平成24年６月29日
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
三重県四日市市南起町２番40号
破産者　株式会社水谷卯八商店
1　破産債権の届出期間　平成24年７月31日まで
2　一般調査期日　平成24年９月13日午後２時30分
平成24年６月29日
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第９８１号
大阪市平野区瓜破西１丁目１番２―115号
破産者　石田　雅晴
1　破産債権の届出期間　平成24年７月31日まで
2　一般調査期日　平成24年９月６日午後４時
平成24年６月28日
大阪地方裁判所第６民事部